障がいや対人恐怖症があり、生活困窮している一人暮らしのひきこもり若年者からの相談

■人権キーワード

障がい、若年、ひきこもり、生活困窮

■相談の主訴

食べ物がなく、持っているお金も少ない。母が亡くなり、預金を引き出せなくて困っている。大家から苦情を言われて、どうすればいいのかわからない。助けてほしい。

■相談者の状況

* 20歳代、男性。ゴミ屋敷化した民間賃貸住宅（他界した祖父宅）で生活保護を受け一人暮らし。発達障がいと知的障がい、対人恐怖症（女性に対する）があり、外出を殆どできず、ひきこもっている。中学生の時に障害者手帳を取得したが紛失。障がい者自立支援サービスを受けていない。
* 小学校の授業についていけず登校拒否となり、中学生まで学校に行けなかった。中学生以降、母親以外の人と話をしたことがない。
* 他人の話を理解せずとも肯定してしまう傾向があり、判断や理解度が遅く、自己肯定感が低い。
* 簡単な料理、洗濯ができる。片付けが苦手だが、簡単な掃除ができる。
* 自分の名前以外の漢字を書けないが、見ながらであれば漢字を書け、読むことはできる。小学生で学ぶ算数の計算がわからない。就労意欲や学習意欲はある。
* 母親が他界するまで世話を続けるヤングケアラー状態であった。母親が他界するまで、誰とも会ったことがない。

■家庭状況

* 父親は、相談者が小学生の時に母親と離婚し、一人暮らし。母親へのＤＶなど暴力的で、飲酒量が多く記憶がなくなることが多い。相談者は暴力的な父親が嫌いで会いたくないと感じている。
* 母親は、生前、精神疾患があり、転居先すべてがゴミ屋敷化になってしまう。離婚前は相談者と家を出て、別居を何度か行い、相談者と他市で二人暮らしをしていた。
* 他市で生活保護を受け、母親は光熱水費を滞納し、家関係の費用や生活保護費返還金も滞納していた。家が物で溢れ、ごみ屋敷状態。
* 祖父の世話のために母親と帰省し、そのまま祖父と三人で同居を始める。祖父が他界した後も二人は実家で暮らし続け、ごみ屋敷状態となる。大家とトラブルになる。その数年後、母親も他界。

ジェノグラム

20代

■相談に至った経緯

人権協会で生前に相談を受けていた母親の急死情報を市生活保護担当課から得て、市生活相談機関や人権文化センターと自宅を訪問し相談者と初めて会えた。

■相談内容

* 家には食べ物がなく、持っているお金も少ししかない。母親の預金を引き出そうとしたが、母親の子であることを証明できるものがないことから、銀行口座が凍結されて引き出せなくなった。どうすればいいか困っている。
* 家のゴミ屋敷状態について大家から苦情を言われており、どうすればいいか困っている。

■対応

* 市生活相談機関や人権文化センターと現居住宅（祖父宅）を訪問し、相談者の安否を確認。相談者は食べ物をあまり食べておらず、相談者は餓死すると思っていた。母親の預金からお金を引き出せないことを確認。
* 相談者の居住市である他市生活保護担当課からも相談を受け、市社会福祉協議会の善意銀行の寄付により、食糧支援を実施。
* 福祉等の市各担当課や相談機関、人権文化センター、地域社会福祉施設、社会福祉団体、社会福祉協議会、障がい者自立支援やひきこもり専門機関、他市でケース検討会議を開催し、問題点の整理や今後の生活や支援体制、手続き関係の確認と調整を実施。
* 市生活相談機関や人権文化センター、社会福祉団体、府社会福祉協議会の協力も得て、生活力を身に着けることも踏まえた相談者との祖父宅の掃除、生活に支障が出ている箇所の修繕、支援を実施。
* 他市に母親の死亡届を提出するための他市と手続きについて連携や調整、相談者と銀行への同行支援、他市への死亡届の手続き支援を実施。
* 相談者が病院へ行くための医療券について他市生活保護担当課と調整、病院やクリニックへの同行支援を実施。
* 障害者自立支援サービスを受けていないことがわかり、自立支援担当課と連携し、大阪府への療育手帳の再申請や自立支援サービス申請の手続き支援を実施。
* 祖父宅からの引っ越しに向けた祖父宅の片づけや家具掃除等の助言、他者との交流や生活力向上のための地域社会福祉施設への宿泊体験入居の実施、祖父宅からの引っ越し支援を実施。
* 他市にある前居住宅の明け渡しのため、大量の荷物整理や修繕等の支援を実施。住民票や戸籍証明などの住所の異動届手続きを他市と連携して実施。他市からの転居手続き
* 相談者が初めて行う光熱水費の滞納分の支払いの同行支援を実施。
* 相談者が恐怖を感じている父親に、相談者の住所地閲覧制限手続き支援を実施。
* 法テラスや弁護士相談を利用し、相続放棄に繋げた。
* 前居住宅に届く郵便物の転送手続きや母親の預金残金の送付、安価な家具や家庭調理器具等の購入の同行支援などの生活支援を実施。
* 地域のふれあい交流の場への参加等の支援を実施。
* 地域の障がい者支援機関や社会福祉団体と連携し、就労継続型支援事業所での就労訓練、人権文化センターの就労講座への参加支援を実施。

■評価および今後の課題

* 関係機関との連携により相談者の安否を確認でき、生命の危険を回避できた。
* 他市や関係機関等との連携やケース検討会議の開催により、相談者の状況に応じた役割分担と適切な支援を行い、総体的な支援体制で支援することができた。
* 家の掃除や光熱水費の支払い、行政手続きなどを相談者と一緒に行なうことによって、ひきこもっていた相談者の生活力の向上を上げることができた。
* 紛失した療育手帳の再申請等の支援を行い、障がい者自立支援サービスを受けられるようになり、相談者の自立生活の第一歩に繋げることができた。
* 地域のふれあい交流の場への参加や就労支援を行うことによって、ひきこもっていた相談者に自信をつけることができた。
* 一人で悩んでいた相談者が、様々な相談支援機関が携わることによって、生きる力を身に着けることができた。
* 他市民が現居住市の住民登録をできない場合の制度利用。
* 身分証明を所持していない人の財産相続等の手続き。
* 多くの困難な課題を抱えたケースの支援機関の役割分担や支援の優先順位。
* 相談者の身分証明が他市の生活保護であったことから困難を極めた。
* 公共料金や前居住宅の修繕費など、高額な請求が相談者に圧し掛かった。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

○市町村の福祉事務所 障がい福祉担当課（相談窓口、自立支援、障害者手帳交付）

○大阪府障がい者自立相談支援センターや市町村の障がい者相談支援事業所

○大阪府発達障がい者支援センターや市・地域の発達障がい者支援センター

○市町の福祉事務所や生活保護担当課（生活保護制度）

○市町村の生活困窮者自立支援窓口（生活困窮者自立支援事業）

○包括的相談支援窓口（重層的支援体制整備事業）

○民生委員・児童委員

○大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（生活困窮者レスキュー事業などの各種支援制度）

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

○発達障がいに係る医療機関（精神科、心療内科等。医療ソーシャルワーカーなど）

○大阪府こころの健康総合センターや保健所、市町村保健福祉センター・保健所（精神保健福祉士や保健福祉相談窓口など）

○大阪府ひきこもり地域支援センターや市町村の若年ひきこもり相談窓口

○大阪府内市町村のヤングケアラー相談窓口

○Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会。障がい者等の住宅確保要配慮者の方への住まいサポート）

○大阪府・市・各地域の地域若者サポートステーション

○大阪障害者職業センターや各市障害者就業・生活支援センター

○大阪障害者職業能力開発校や各高等職業技術専門校

○大阪市職業リハビリテーションセンター

○大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 [愛称：エル・チャレンジ]（知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務など）

○ハローワーク（公共職業安定所）

○ＯＳＡＫＡしごとフィールド

○大阪府商工労働部　就職困難者のための就労支援や就職・定着支援など就職困難者支援関係事業（おおさか人材雇用開発人権センター等）

○市町村の地域就労支援センター・担当課（地域就労支援事業）

○日本法テラスや大阪弁護士会、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」（弁護士相談や民事扶助制度など）

○市町村の住民票及び戸籍謄抄本担当課（住民票などの閲覧制限）

○大阪府人権相談窓口や市町村の人権相談担当部署（人権相談等）

○人権文化センター

○人権協会・人権地域協議会